

愛知県社会福祉審議会 議事録

1 日 時

平成 30 年 7 月 27 日（金） 午前 10 時 00 分から午前 11 時 35 分

2 場 所

愛知県社会福祉会館 多目的会議室（愛知県白壁庁舎 3 階）

3 出席者

委員総数 30 名中 20 名

（出席委員）

猪飼容子委員、内堀典保委員、大沢勝委員、川久保圭子委員、川崎純夫委員、倉知楯城委員、小久保裕美委員、後藤一明委員、後藤澄江委員、佐々木龍也委員、鈴木公子委員、鈴木弘子委員、高木仁美委員、都築昭彦委員、豊田慈證委員、中尾友紀委員、久木好子委員、日比たけまさ委員、山本広枝委員、横山茂美委員

（事務局）

健康福祉部長ほか

4 議事等

（医療福祉計画課 小澤課長補佐）

お待たせ致しました。定刻になりましたので、ただいまから、愛知県社会福祉審議会を開催させていただきます。

私は、医療福祉計画課企画・調整グループ課長補佐の小澤と申します。

なお、本県では、現在、「県庁さわやかエコスタイルキャンペーン」中ということで、軽装で失礼しております。

大変暑い中でございますので、皆様方におかれましても、よろしければ上着等をお脱ぎいただければと存じます。

それでは、開会に当たりまして、平田健康福祉部長からあいさつを申し上げます。

(平田健康福祉部長)

おはようございます。

愛知県健康福祉部長の平田でございます。

本日は大変お忙しい中、そして大変暑い中、社会福祉審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、委員の皆様方におかれましては、日頃から本県の健康福祉行政の推進に格別の御理解、御協力をいただいておりますことを、この場をお借りしまして、厚く御礼申し上げます。

この審議会は、社会福祉法第 7 条に基づき、社会福祉に関する事項を調査審議するために、知事の附属機関として設置されているものでございますので、宜しく願いいたします。

さて、皆様も御承知のとおり、我が国はこれまでに経験のない少子高齢化社会を迎えようとしております。本県におきましては、本県の健康福祉施策の基本方針として定めております「あいち健康福祉ビジョン 2020」に基づきまして、子育て支援を始め、医療や介護、障害のある方への支援など、健康福祉分野におきまして直面する課題に、様々な取組を行っているところでございます。

本年度の具体的な取組を御紹介いたしますと、子どもの貧困対策といたしまして、平成 30 年 2 月に作成しました「子どもが輝く未来へのロードマップ」に基づきまして、「子ども食堂」の設置拡大を促すためのモデル事業を行っているところでございます。

また、喫緊の課題であります認知症対策につきましては、平成 29 年 9 月に策定いたしました「あいちオレンジタウン構想」に基づき、認知症に理解の深いまちづくりの実現を目指して、地域づくりと研究開発の両面から取組を進めているところでございます。

さて、本日の審議会では、副委員長長の指名を始め、3 つの議題について御審議をいただくこととしております。

議題 2 の「愛知県障害者計画の見直しについて」は、「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」を踏まえた愛知県障害者計画の見直しについてお諮りするものであります。

また、議題 3 につきましては、「あいち健康福祉ビジョン 2020」の進行管理のため、毎年度作成しております年次レポート素案について、御審議をいただきたいと存じます。

限られた時間ではございますが、いずれも、本県の健康福祉を推進していく上で重要な案件でございますので、幅広く、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会にあたってのごあいさつとさせていただきます。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

(医療福祉計画課 小澤課長補佐)

次に委員の御紹介でございます。

引き続き御就任いただいている委員の御紹介につきましては、時間の都合もございませぬので、お手元の委員名簿及び配席図により代えさせていただきますと存じます。

新たに御就任いただいた委員を御紹介させていただきます。愛知県社会福祉協議会ボランティアセンター運営委員会副委員長の後藤一明委員、愛知県精神障害者家族会連合会会長の高柳進一委員、高柳委員については、本日出席の御連絡をいただいておりますが、まだ到着されておられません御紹介させていただきます。本日は欠席でございますが愛知県医師会副会長の城義政委員、愛知県立大学准教授の中尾友紀委員、愛知県議会健康福祉委員会委員長の日比たけまさ委員、以上の5名でございます。

また、伊藤世光委員、伊藤太委員、加賀時男委員、神谷明彦委員、鈴木康代委員、丹羽蒼委員、原田正樹委員、由町正雄委員につきましては、本日は所用により御欠席との御連絡をいただいております。

なお、本日は、委員30名のうち、過半数を超える20名の出席をいただいておりますので、当審議会は有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

次に、本日の資料の確認をさせていただきます。

事前に皆様に送付させていただきました資料として、次第、資料1から資料4、参考資料がございます。資料1「愛知県障害者計画の見直しについて」はA3版1枚とA4版両面印刷の8ページからなる資料となっております。

資料2は2-1と2-2からなっておりまして、資料2-1がA3版2枚の「あいち健康福祉ビジョン2020年次レポート(平成30年度版)素案の概要」となっておりまして、資料2-2がA4版両面印刷の66ページからなります素案の本冊となっております。資料3「地域医療介護総合確保基金事業(介護分)について」はA3版合計5枚の資料となっております。資料4「専門分科会・審査部会の審議状況について」は、A3版4枚の資料です。参考資料として、A4版両面印刷の「愛知県社会福祉審議会関係例規」が配布されております。

また、委員名簿、配席図を本日も机上配布させていただきます。参考といたしまして、平成28年3月に作成いたしました「あいち健康福祉ビジョン2020」の本冊と概要版も配布させていただきます。不足等がございましたら、お申し出ください。よろしいでしょうか。

それでは、本日の会議は公開となっております。なお、本日は傍聴を希望された方はございませんでした。

それでは、議事に入りたいと思います。

審議会におきましては、委員長が議長になると定められておりますので、以後の進行につきましては大沢委員長にお願いいたします。

(大沢委員長)

おはようございます。

異常気象で今日また暑いかと思いましたが、多少和らぎました。体の方も元気になってくるのかと期待しています。いずれにしましてもですね、台風は来るは色々な災害はあるは、そういう中で、愛知県でも災害支援の対応等があるわけですが、それぞれの関係団体は、その役割を困難な中で担っていただいています。

今日は副委員長が退任されましたので、新副委員長の指名がございます。もう一つは障害者計画の見直し。これは多少議論は出てくるかもしれませんが、ある程度整備されているため、見直しの作業になるかと思えます。それと「あいち健康福祉ビジョン 2020」の年次レポートがございます。これについて御意見いただきたいと思えます。いずれにしましても、今日の予定としましては11時30分を目途に進めさせていただきたいと思っております。それでは座って進行させていただきたいと思えます。

まず初めに、社会福祉審議会規程第9条第1項によりまして、委員長が議事録署名人を2名指名することとなっております。

お一方は愛知県知的障害者福祉協会会長川崎純夫委員、もう一方は愛知県里親会連合会副会長の横山茂美委員にお願いしたいと存じます。

それでは、早速ですが議事に入りたいと思います。

議題1の副委員長の指名ですが、愛知県社会福祉審議会規程第2条第1項の規定により、副委員長を置くこととなっております、副委員長は委員長が指名することとなっております。

私としましては、副委員長は後藤澄江委員にお願いしたいと思えます。色々とお助けいただけるとありがたいと思えます。それでは後藤澄江委員に副委員長をお願いしたいと思えます。よろしゅうございますか。御本人もよろしゅうございますか。それでは席を移動していただきまして。なにか簡単に御挨拶を。

(後藤澄江委員)

後藤でございます。微力ではございますけれども委員長を少しでも御支援できるよう務めてまいりたいと思えますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(大沢委員長)

それでは副委員長も決まりましたので、議題の2に進んでいきたいと思いま

す。「愛知県障害者計画の見直し」について事務局から説明をお願いいたします。

(障害福祉課 植羅課長)

健康福祉部障害福祉課長の植羅と申します。

それでは私から議題 2 の愛知県障害者計画の見直しについて説明させていただきたいと思っております。おそれいりますが着座にて失礼いたします。

それではA3 横の資料 1 を御覧いただきたいと存じます。

まず 1 の見直しの趣旨でございます。冒頭で部長からのあいさつにもございました、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例、こちらが平成 28 年 10 月に施行されております。非常に長い題名の条例でございますので、略称として手話言語・障害者コミュニケーション条例といった略称を使わせていただいております。

この条例の 8 条に、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策についての基本方針と、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を障害者計画に定める旨が記載されております。

ただいま申し上げました手話言語の普及でございますが、手話が聾の方々の間で受け継がれ、発展してきた独自の体系をもつ言語であるということの普及。そして、障害の特性に応じた、コミュニケーション手段でございますが、例えば、難聴の方でありましたら、要約筆記でありますとか、筆談、また、視覚障害の方でありましたら点字と、障害に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する施策について定めるということでございます。

また、ここで掲げる障害者計画でございますが、下の 2 を御確認いただきたいと思っております。愛知県障害者計画の現在の記載内容という表題、項目としておりますが、この下、点線枠内を御覧いただきたいと思っております。参考でございますとおり平成 28 年 3 月に策定しておりますあいち健康福祉ビジョン 2020 の障害者支援に係る記載部分を愛知県障害者計画として位置付けているところでございます。現行の計画におきましても、資料右側に記載のありますとおり、障害のある方の意思疎通支援の記載がございます。(1) の課題また、(2) 施策の方向性(3) 主要な取組、こういった記載がございますが、先ほど申し上げました、手話言語・障害者コミュニケーション条例の施行を踏まえまして、より具体的な施策の推進に向けて、現行のあいち健康福祉ビジョン 2020 に施策の方向性、そして、主な取組を追加したいと考えているところでございます。

下にまいりまして、3 の見直しスケジュールでございます。

まず一つ目の丸ですが、計画に平成 32 年度、これは障害者計画、あいち健康福祉ビジョン 2020 の最終年度でございますが、この平成 32 年度までに取り組む

事項を主に盛り込むという考えをしております。

また、二つ目の丸として、現行計画、あいち健康福祉ビジョン 2020 の別冊として作成したいと考えております。そして現在、各当事者の方々からいただいた御意見を基にまとめたものを本日別添としてお配りしております。

標題があいち健康福祉ビジョン 2020 別冊案となっている A4 の資料を御覧ください。表紙を含めまして全体で 8 ページの内容になっております。表紙の裏面には今回の改正の趣旨、そして 3 ページを御覧いただきたいのですが、方針がございまして、まず一つ目の丸でございまして、手話も日本語と同様に言語であるということ、そして 2 行目にあります、全ての県民が障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用することの重要性を認識していただきたいということ。

そして二つ目の丸でございまして、施策の策定、実施にあたりましては、2 行目後半部分になりますが、こういったコミュニケーション手段を利用される方、そして支援者の方の意見を十分に聞いて進めていくということ。

そして、三つ目の丸でございまして、こちら 2 行目になります、市町村との連携をしっかりと図っていくということ、そして関係者の方々に参画していただきながら策定していくというこの 3 つの方針を掲げております。

そして 3 ページの中ほどでございまして、施策の方向性と主な取組について、条例の内容に沿ってまとめております。まず一つ目の丸でございまして、啓発及び学習の機会の確保ということでございまして、こちらは 6 行目の部分を御確認いただきたいと思っております。啓発及び学習の機会の確保ということで、県民、事業者、教育関係者、市町村等、様々な対象に応じた普及啓発を図ってまいりたいということでございまして、その下にまいりまして、主な取組としてリーフレットの作成や、シンポジウムの開催を掲げているところでございまして。

それでは 4 ページを御確認いただきたいと思っております、4 ページの上、一つ目の丸でございまして。人材の養成に関することというところでございまして。やはり、コミュニケーション手段の利用を促進していくためには、意思疎通を支援していただく方、この養成等が非常に重要になってまいります。そのためにも、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、こういった方々の養成研修また派遣等の実施をしていくということの記載をしております。

そして下の二つ目の丸でございまして、情報の発信等に関すること。こちらに關しましては、1 行目の後半にございまして、日常生活に必要な情報、また 3 行目、非常に重要なこととございまして。災害発生時において正確な情報と、こういったものを発信していくということを方向性として入れまして、5 ページ右上を御覧いただきたいと思っております。主な取組といたしまして、点字広報、日常生活のための情報といたしまして点字広報あいちや福祉ガイドブックの点字版等の発行、また、災害時に関しましては、下から 4 つ目になります、障害に応じた避難準備情報等の提供や避難支援体制の整備また、一つ飛ばしまして、障害の方が参加し

易い防災訓練の実施、こういったことを取組として掲げてございます

下の丸になりまして、学校等の設置者の取組、これは教育委員会に関するのですが、3行目後半になります。教育に関わる教職員の障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関するスキルアップが重要になってまいります。主な取組として、校内における教職員向けの研修、また、校外における研修に参加していただくことでスキルアップを図っていただくということを掲げさせていただきました。

それでは6ページを御覧いただきたいと存じます。こちらは、今まで申し上げてまいりました、手話言語・障害者コミュニケーション条例の概要について全体を1ページにまとめさせていただきました。

そして7ページでございます、これまでの主な取組、平成28年10月に条例を施行しております、その後平成28年度にリーフレットの配布、シンポジウムの開催等を行っておりますので、実際どういったリーフレットを作成したか、その画像を掲げたいと思っております。また、平成29年度に関しましても、リーフレットの配布、普及イベントの開催と、昨年度は特に小中学生を対象に普及啓発を図ったということで、そういった紹介もさせていただきたいと思っております。

そして最後の8ページを御覧いただきたいと思っております。こちら背表紙になってまいります、障害者コミュニケーションというのが非常に多様な手段があるということを書真等も使って紹介させていただきたいと思っております。こちらは条例にも記載のあるコミュニケーション手段でございますが、手話、要約筆記、点字、盲ろうの方を対象とする触覚を使った意思疎通、難聴の方を対象とします筆談、視覚障害の方に代わって代筆をするということ、また音訳をするということ、知的障害のある方にとって分かりやすいように平易な言葉を使うこと、代読、実物又は絵図の提示ということは発達障害の支援者の方からぜひこういったものを紹介して欲しいと、そして重度障害者用意思伝達装置、これはALS・筋萎縮性側索硬化症の方が、例えば視線で、目の動きでコミュニケーションをとられると、そういったこともきちんと紹介してほしいと、当事者の方からも強い御要望をいただいておりますので、こういったことも紹介させていただきたいという風に思っております。

それでは恐れ入りますが、最初のA3の資料1にお戻りいただきたいと思っております。資料1左下でございます、計画見直しの決定方法とスケジュールについてまとめさせていただきました。一つ目の丸として、専門部会での検討ということでございます。この専門部会でございますが、障害者コミュニケーションに関する専門的事項の調査審議を行っていただくために、障害者施策審議会の下に新たに設置したものでございます。様々な障害の当事者、コミュニケーションに障害を持ってみえる方、そういった方に御参画をいただいております。その専門部会

におきまして、昨年の7月から今年の7月にかけて、計4回にわたって案等もお示ししながら様々な御意見をいただいたところでございます。できるだけ御意見をいただきたいということで4回開催したところでございます。

そして二つ目の丸でございます。障害者施策審議会、そして当、社会福祉審議会でも御意見をいただきながら作成を進めてまいりました。平成30年7月、本日でございますが、社会福祉審議会での意見聴取というのでも記載させていただいております。

そして三つ目の丸でございます。健康福祉ビジョン推進本部に諮り決定ということでございますが、本年9月、最終的な案を県庁内に設置しております。健康福祉ビジョン推進本部に諮り決定させていただきたいと思っております。以上簡略ではございますが、議題1の説明とさせていただきます。

(大沢委員長)

どうもありがとうございました。この愛知県障害者計画の見直しについて、あいち県健康福祉ビジョン2020の別冊として、愛知県障害者計画の追補版とする。もう一つは手話が中心となっております。手話によるコミュニケーションの普及ですね。その二つの点について説明がありました。

では御意見、御質問でも結構ですが出していただければ・・・。

はいどうぞ。

(日比委員)

日比でございます。伺いたいのが、5ページの学校等の設置者の取組に関するところなのですが、私事で恐縮なのですが、昨日地元の手話サークルに初めて参加してきました。というのも、こういった健康福祉委員会の委員長というお仕事をいただく中で、たまたま愛知県の聴覚障害者の方の大会がありまして、自己紹介は手話で辛うじてできたのですが、それ以上のことは私自身、手話が出来ないものですから、少し勉強したいと思ひまして、地元の手話サークルに初めて参加させていただきました。その時思ったのが、非常に覚えるのが大変だなと、相当の努力と労力、時間がかかるなとつくづく思ったので、そこで教わったのがコミュニケーションは身振り手振りでやれば何とかなると伺って少しほっとしたのですけれど。伺いたいのが、学校の先生たち、教職員向けに研修の実施を校内におけるもの、校外におけるものに参加すると記載があるのですが、今申し上げた通り、手話をちゃんと覚えるとなると相当の労力がかかるという中で、今、学校の先生方の業務の多忙化が非常に問題となっていて、様々な先生、職員の方に負荷がかかっている状況の中で、このこと自体学校に実施していただくのは大変重要なのですが、一方でそういう先生方の負担を考えた際

に、どこまでのものをこれは求めているのか、また、教育委員会とはどのような話をしているのか、その点についてお伺いいたします。

(大沢委員長)

今の御質問にお答えください。

(障害福祉課 植羅課長)

教育委員会では、こういった条例が制定されたというのを踏まえまして、今までも、聾学校の先生ですと、かなり自主的に手話の勉強もされて、ただ、異動された先生も年度当初から手話はなかなか難しいということがございます。それでもできるだけ生徒さんたちと手話で対応できるように研修を重ねているということはおっしゃって見えました。

ただ、今委員がおっしゃられたように、先生方の負担も非常に大きくなっておりますので、そのあたりはあまり負担にならないようにと教育委員会はおっしゃっております。また、本年度の特別支援教育に関する計画の見直しが教育委員会の方でも行われておりますので、今いただいた御意見を踏まえて教育委員会ともしっかりと調整していきたいと思っております。御意見いただきましてどうもありがとうございました。

(大沢委員長)

日比委員の指摘は、とても重要なことなのですが、学校の先生方だけの努力では無理だと思うんですね、ですから、学校と学校のある地域の方も含めて、私もできないのですが、手話の認識を深めていかなければならないと思います。知事が主催者の時には時々手話が出てくるので、知事にまかせてやらしてもらおうと思っていたのですが、考えてみるとそれは非常に怠け坊主だったかなと思います。

ただ一つ、手話の標準手話というのはないのでしょうか。どなたか手話に詳しい方、教えていただけないでしょうか。標準手話がないと、それぞれの地域の救援活動時に、大変なことになってしまう。愛知県の方が熊本に行った際に通じないとなると、緊急を要するときにつまづきが出てしまう。手話はコミュニケーションの手段としてすごく重要で、言語と同じ意味を持ってくる。それだけに、標準化が進んでくると学び方も割とはっきりしてくる。その点教えていただけないでしょうか。

(障害福祉課 植羅課長)

私もあまり詳しくなく恐縮なのですが、聾の方から日本手話と日本語対応手

話があると伺っております。日本手話というのが聾の方たちの間で受け継がれてきた伝統的なもので、非常に重要な言語であると伺っておりますが、日本語対応手話というのは言葉を手の形に置き換えたものだと、日本語の順番に応じて手話をしていく、一方、日本手話は言葉の順番についても主語からすぐに目的語になる、ちょっと英語に近い感じなのではないかと思っております。また、国の方の資格として、手話通訳士というものがありますので、そういったところでは、やはり聾の方たちの間で受け継がれている日本手話というものが使われ、対応されていると思っております。また、外国の手話は日本の手話と違っていると伺っております。大変知識不足のところ申し訳ありません。

(大沢委員長)

それであれば、ここまで計画として進めていくのであれば愛知県からでもいので、手話の標準化を進められていくと、私はどこかに行くときに英語の勉強、フランスに行くときはフランス語の勉強と言語勉強をやるわけですけど、手話通訳者に関しては何の苦勞もなく、他国の人たちと手話交流ができるようになる。これは非常にすごい文化の一つなのだと思います。随分前から思い続けてきて、やっとこんな形で、全体を取り上げていこうとなっておりますので、愛知県の中からでもいいから、そういった問題提起を全国の方たちにして、色々な形で御協力をいただきたい。外国の方たちには手話使っている人もいますからね。

愛知県からもたまには出しましょう、積極的な問題提起を。知事も手話に一生懸命なのでいいのではないかなと思います。また、これで色々な形で検討される中で、検討の妨げにならない範囲で今のようなことも頭に入れていただければなと思います。そのほかございますか。

はい、どうぞ。

(日比委員)

手話は身振り手振りもそうなのですが、手と口の動きで判断されるので、諸外国だと言葉が違うのでちょっと難しいのかなと、これは私の感想なのですが。

もう一点すいません。計画に載せることが出来るかわかりませんが、聴覚者障害の大会の時に、条例を各市町村でも広める、作っていくことが広がっていく上で非常に重要であると強調されていたのですが、こういった計画に条例を市町村に促すというのは難しいとは思いますが、そこは県としてどのように働きかけていくのかお伺いします。

(大沢委員長)

はい、では今の質問に対する回答をお願いします。

(障害福祉課 植羅課長)

現在の県内の状況としては、手話言語の条例について策定している市町村はございません。ただ、策定に向けた動きがあるということは聞いておりますが、具体的には策定されていないというのが現状でございます。

愛知県といたしましても、この手話言語・障害者コミュニケーション条例を制定した際に、各市町村に対し、こういった条例を定めまして、制定していただきたいというところまでは申し上げにくいというのもございましたので、参考としてでございますとか、こういったコミュニケーション手段の促進に向けて、御助力をいただきたいということは伝えさせていただいております。また、各市町村に手話通訳の担当の方がいらっしゃいますので、そういった方にも毎年、定期的にお集まりいただきまして、意見交換をしていただいて、そういった中で、各市の動き等も伺いながら、各市で出来ることをやっていただきたいと、こちらからも働き掛けをしている次第でございます。今後そういった観点からできる範囲内で働きかけをしていきたいと考えております。

(大沢委員長)

はいありがとうございました。その他何かございますでしょうか。

はい、どうぞ。

(川久保委員)

手話に関しては委員長がおっしゃったことが質問したかったことなので、前回、前々回の審議会でも手話に色々な種類があって、その統一が難しいという話を聞いていた覚えがあったので、コミュニケーションに重要だというのは、色んな方が分かっているのですが、初めて習う時に、どこの教室にいて、どんな先生に習えば私の手話が通じるようになるのだろうかと思ってしまうので、そうすると、先ほど委員長の話にもあった通り、愛知県が何とかマークのある手話のスクールならいいですよといった、全く知らない人が興味を持った時にも、ここで聞いておけば、例えば標準語、手話界の中の英語のようなものが習えるといった目安があればいいなと思います。

それと、昔から読唇術という唇を読むというものもあったとあって、A4版の背表紙のところに、画像で紹介している中に読唇術というものの標記はなかったと思うのですが、そういったものは考えない方がいいのか、かえって紛らわしい、分析して理解するのが難しいから読唇術はコミュニケーションの手段としてはあまり良くないという判断でいいのか、というのが一つ。

それと、ケータイがこれだけ普及しているので、例えば携帯のメモ機能などでコミュニケーションをするというのももしかしたら今後出てくるかと、ただ、防災や災害の時に電池が切れてしまってそれができないというのものもあるかもしれませんが、逆に電池が十分であれば、携帯を使って、ペンや紙がなくてもどこが痛いですか、といった風にパッと見せることも可能かもしれないので、今後の災害などのシチュエーションの中で、まだ書いておくべきことがあるのかなと感じました。

(大沢委員長)

今の点はどうでしょう。特に最後の点は、こちらの意思が手話に変換されるというのも今後あるかもしれないけども、まだ、アプリケーションが出来てないのかもしれないですね。

はいどうぞ。

(障害福祉課 植羅課長)

先ほど委員が申されました手話の講師と申しますか、県の方でも、愛知県の聴覚障害者協会というところ、今桜花会館の中に事務所をもっておりますが、そちらの方にお問い合わせいたしまして、手話の講師また、通訳といったところまでは中々難しいのですが、奉仕員の養成といったところに御協力いただいているところでございます。

それから、御指摘いただいた読唇術、口話というところだと思うのですが、過去、聾学校で手話の使用が禁止されており、口話、先生の口の動きを読み取るというのがかなり強制された時期があったと伺っております。そういったことから、聾の方たちの独自の言語である手話が非常に重要であるというところがございますから、今回当事者の方からも御意見を伺う中でそういった読唇術等の記載について全くお話の方はいただかなかったということでございます。

それから、コミュニケーションのための携帯、タブレットといったものですが、先進的な市町村では取組があると伺っております。また、そういったものを使用する筆談、特に手話の方だけではなくて、難聴、中途失聴の方、そういった方々のためにタブレットを使うとコミュニケーションが取りやすいというのは伺っております。御意見をいただきましたので、その内容についても当事者の方々と調整させていただきたいと思っております。

(大沢委員長)

どうもありがとうございました。

そのほか何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。

いずれにしてもですね、この計画は色んな専門家の方たちも含めまして、かなり綿密に細やかな議論を進めていますので、できるだけ早い時期に始めて欲しいなと思っております。そういう意味で、愛知県の障害者計画の見直しについて、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例制定に基づく愛知県障害者計画追補版というのをあいち健康福祉ビジョン2020別冊として掲げていこうということで、御了承いただけますでしょうか。

それでは議題の3にうつりたいと思います。あいち健康福祉ビジョン2020の年次レポートの素案について、説明をお願いします。

(医療福祉計画課 鈴木課長)

医療福祉計画課長の鈴木でございます。それでは私から、議題3の「あいち健康福祉ビジョン2020(にせんにじゅう)年次レポート(素案)について」御説明いたします。着座にて失礼します。資料は、A3の資料2-1、A3の2枚が素案の概要版、A4の資料2-2で、概要版と本冊になっておりますけれど、本日は、A3の資料2-1の概要に沿って説明させていただきます。

それでは、資料2-1を御覧ください。

まず、資料の左上「年次レポートの目的」でございます。囲みの中の一つ目の丸にありますように、本県では、本県の健康福祉の進むべき方向を共有するための基本指針として、平成28年3月に「あいち健康福祉ビジョン2020」を策定しており、三つ目の丸にありますように、このビジョンの進行管理のため、毎年度、年次レポートを作成し、ビジョンの進行状況や新たな課題に対する取組の方向性を明らかにしております。

続きまして、その下、「年次レポートの構成」でございます。囲みの中にゴシックでお示ししているとおり、「Ⅰ.平成29年度の主な取組状況」、「Ⅱ.特集」、「Ⅲ.新たな課題への対応」の3部構成としております。なお、この構成自体は、前年度の年次レポートの構成と同じでございます。

それでは、構成に沿って、年次レポートの内容を御説明いたします。

まず、「Ⅰ.平成29年度の主な取組状況」でございます。

お手数ですが、A4の資料2-2をご覧いただきたいと思えます。資料2-2を2枚おめくりいただき、左側、1ページをご覧ください。囲みの中の一番下に「施策の方向性と主要な取組」の見出しがございます。ビジョンにおきましては、ここにお示ししているように、健康福祉の施策の方向性を「1.子ども・子育て支援」、「2.健康長寿」、「3.医療・介護」、「4.障害者支援」、「5.健康福祉を支える地域づくり・人づくり」の5つに整理しておりますので、年次レポートにおきましても、この5つの方向性に沿って、平成29年度の主な取組を記載しております。

それでは、資料 2-1 にお戻りください。

まず、資料の中程にあります「1. 子ども・子育て支援」についてでございます。これにつきましては、結婚支援や、安心・安全な妊娠・出産のための支援、全ての子ども・子育て家庭への支援のほか、貧困や虐待への対応等の取組を進め、平成 29 年度は、子どもの貧困対策として、点線の囲みの中のポツの五つ目でございますが、県民向けのシンポジウムの開催や、その下のポツ、今後 5 年間の取組工程を示した「子どもが輝く未来へのロードマップ」の作成等を行いました。

次の「2. 健康長寿」につきましては、生活習慣病対策やこころの健康に関する取組等、県民が生涯を通じて健康で生き生きした生活を送れるようにするための取組を進め、平成 29 年度は、資料の右側になりますが、点線の囲みの中のポツの一つ目、がんの診断や治療に関する情報の収集及び情報提供や、その二つ下のポツ、アルコール健康障害についての電話相談を始めるなどの取組を行いました。

次の「3. 医療・介護」につきましては、医療や介護人材の確保、質の高い医療体制の充実を図るとともに、在宅医療や認知症対策、さらには介護又は治療と仕事の両立支援に関する取組を進めております。平成 29 年度は、点線の囲みの中の下から二つ目のポツ、認知症に理解の深いまちづくりの先進的モデルとして「あいちオレンジタウン構想」を策定するとともに、県民向けに「あいちオレンジタウン構想推進フォーラム」の開催等を行いました。

続きまして次の「4. 障害者支援」でございますが、特別支援教育の充実、障害のある人の地域生活支援や療育支援、就労支援等のほか、権利擁護に関する取組を進め、平成 29 年度は、点線の囲みの中の三つ目のポツ、聴覚障害者情報提供施設「あいち聴覚情報センター」の設置・運営の支援や、下から二つ目、「あいちアール・ブリュット障害者アーツ展」の開催等を行いました。

続きまして、その次の「5. 健康福祉を支える地域づくり・人づくり」でございますが、地域包括ケアシステムの推進や地域福祉の担い手の育成、高齢者の社会参加促進に関する取組を進めており、平成 29 年度は、一つ目でございますけれども、地域包括ケアを紹介するショートムービーの作成等を行いました。

それでは、資料を一枚おめくりください。「Ⅱ. 特集」でございます。お手数ですが、先ほどご覧いただいた、資料 2-2 をもう一度お願いいたします。2 枚おめくりいただき、先ほども御覧いただきました 1 ページをもう一度御覧いただきたいと思っております。囲みの中程に、「基本姿勢」の見出しがありますが、このビジョンにおきましては、「基本姿勢」として①から④までの四つがありまして、①「人づくり」、②「地域づくり」、③「健康づくり」④「環境づくり」という取組でございますけれども、年次レポートにおきましては、これまで①の「人づくり」と②の「地域づくり」を取り上げてまいりましたので、今回の年次レポート

では③の「健康づくり」を特集のテーマとして取り上げたいと考えております。

それでは、資料 2-1 にお戻りください。2 枚目でございます。特集、「健康寿命を延ばし、健康寿命日本一を目指す健康づくり」をテーマに、4 つの取組状況について検証しております。

まず、1 つ目の「食」と「運動」を中心とした健康づくりでございます。これに関する取組といたしましては、親子の食育普及促進や、食生活推進員の指導者育成研修会の開催など、食習慣の改善や野菜・果物の摂取量増加に向けた取組を実施しました。また、県民の主体的な健康づくりを促進するため「健康マイレージ事業」を実施しました。

さらに、平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 年間、健康づくりチャレンジ事業として、スーパーやコンビニ、飲食店など県民の身近な場所において「食」と「運動」を中心とした健康づくりの情報発信を行っております。

今後の方向性といたしましては、囲みの中にありますように、引き続き、栄養・食生活の改善に向け、効果的な普及啓発を実施するほか、健康づくりリーダーを活用した事業の推進や健康マイレージ事業への参加者増加に向け、企業等と連携して実施する取組の検討を進めていくこととしております。

続きまして、2 つ目の「こころの健康づくり」でございますが、働く世代のこころの健康づくりのために、長時間労働の是正などメンタルヘルス対策を含めた適正な労務管理の推進や、子育て家庭が孤立しないよう、相談拠点である「子育て世代包括支援センター」の設置を進めたほか、電話相談「こども・家庭 110 番」を実施しました。高齢者については、地域包括ケアシステムの構築と見守りネットワークの構築を推進しました。

また、悩みを持つ人が気軽に相談できる窓口の設置や、ゲートキーパーの育成、自殺予防キャンペーンを実施しました。今後の方向性といたしましては、囲みの中にありますように、引き続き、関係機関と連携しながら、職場のメンタルヘルス対策、母子保健事業、高齢者の生活支援を行うとともに、平成 29 年度に策定いたしました「第 3 期あいち自殺対策総合計画」に基づき、ライフステージごとに起こりうる問題を、深刻化させないための取組を進めていくこととしております。

続きまして、資料の右側でございますが、3 つ目の「歯と口の健康づくり」でございます。ライフステージを踏まえた取組として、乳幼児期から学齢期は、健全な歯・口腔の育成を図るための人材育成や、むし歯予防に有効なフッ化物応用の啓発を実施し、成人期から高齢期は、歯周病予防や口腔機能の維持に向けた専門的な支援を受ける人を増やすため、定期的な歯科検診の重要性について啓発を実施しました。

今後の方向性といたしましては、囲みの中にございますように、働く世代の歯

周病予防のため、事業所における歯と口の健康づくりを進めていくとともに、引き続き、歯・口腔の健康格差の縮小に向けて、市町村や歯科医師会等と連携し、口腔機能の維持・向上に関する普及啓発を実施していくこととしております。

次に、4つ目の「高齢者の社会参加」でございます。意欲ある高齢者が無理なく活動を継続できるよう、活動機会や場の増加、情報提供に取り組みました。

また、60歳以上の方を対象に学習の場を提供するあいちシルバーカレッジの開催や、全国健康福祉祭への選手派遣、昨年度は雨天のため中止となりましたが、健康イベント「生き生き長寿フェア」の開催、「老人クラブ」への助成などを実施しました。

今後の方向性としていたしましては、囲みの中にありますように、引き続きあいちシルバーカレッジの開催や老人クラブへの助成など各事業を実施していくこととしております。以上が特集でございます。

続きまして、その下の「Ⅲ. 新たな課題への対応」でございます。本年度の年次レポートにおいては、児童虐待相談対応件数は年々増加しており、また、平成28年6月には児童福祉法が一部改正され児童虐待防止対策の強化が図られたことから、「児童虐待防止対策の推進」を取り上げております。具体的な取組としていたしましては、対応件数の増加と複雑・困難な事例の増加に対応するために、児童相談センターの専門職員を増員し体制を強化するとともに、職員研修を充実させ資質の向上を図り、さらに、警察との情報共有や、医療機関の虐待対応能力の向上を図り、虐待対応体制の強化を行いました。

今後の方向性としていたしましては、囲みの中にございますように、引き続き、児童相談センター等の体制強化、関係機関の連携促進、子育て世代包括支援センターの設置促進等、妊娠期からの切れ目のない虐待予防を推進するとともに、虐待等を理由に社会的養育を必要とする児童に対する支援体制の充実を図るため、社会的養育に関する新たな計画の策定に向けた準備を進めていくこととしております。

年次レポートの概要の説明は以上です。

なお、資料には記載しておりませんが、年次レポートにつきましては、この後、9月上旬に知事を本部長とします「健康福祉ビジョン推進本部」において決定し、公表していく予定であります。

私からの説明は以上です。よろしく願いいたします。

(大沢委員長)

はい。どうもありがとうございます。ビジョンの年次レポート素案についてということで、説明があったのですが、ちょっと早口でわかりにくいところがあったので、もう少しゆっくり、中身のポイントを整理して報告をして欲しいと思います。

それでは何か今の御報告について質問、その他ございますか。

(佐々木委員)

御説明いただいてありがとうございます。よくわかったのですが、認識だけお伺いしたいんですが、障害者の支援ということで、地域における就労支援を本編の方では書いてはあるのですが、障害者雇用率は年々悪化しているという実態がありまして、特に定着率が悪いということがありまして、そういったところは、古くて新しい課題ですけれども、課題としてどういう認識をされているのかという、もっともっと取り組んでいかなきゃならんという認識をされているのか。やらなきゃいかんと思うんですよ。障害者就労支援、特に定着についてもう少し取り組まなきゃいかんと思うんですが、その辺のところを教えてください。

(大沢委員長)

大事な課題ですよ。今の問題について、どうぞ。

(障害福祉課 植羅課長)

障害福祉課でございます。御質問いただきましてありがとうございます。障害者雇用率につきましては、この4月から雇用率が従来よりも上がったということと、精神障害の方も対象となったということがございます。そういったところもございまして、特に一般就労、一般企業に就職される方への対策につきましては、私どもの県では産業労働部、また国でございますと愛知労働局、そういったところに昨年度から障害者の法定雇用率の上昇に向けた取組等を実施していただいております。私ども部としてそういったことは非常に重要な課題だということで対応させていただいております。障害福祉の分野に限りましては、この4月から障害者福祉サービスの新たなサービスといたしまして、従来は就労継続の支援でありますとか、就労移行支援というサービスに限られておりましたが、この4月から就労定着支援ということで、実際に仕事に就いた方が企業に長く働き続けていただくための支援というものも新たにサービスとして位置付けられたということもございます。非常に重要な課題だということで、私どもも認識しておりますので、今後しっかりと対応してまいりたいと思っております。ご指摘ありがとうございます。

(佐々木委員)

そういう認識であるなら、新たな課題に入れ込むとかそういうところで対応していただきたい。

(大沢委員長)

今、佐々木委員のおっしゃるとおりそれほど大事であるなら、入れなきゃいけない。

少しでも記載しておくことで、県の社会福祉行政の中で重要であるという、そういう認識を持っているとはっきりわかるのではないか。どうでしょうか。検討していただいて、入れていただける可能性があるのでしょうか。

(医療福祉計画課 鈴木課長)

医療福祉計画課でございます。障害者雇用について、新たな課題に入れてはどうかという御指摘でございますが、確かに重要な課題ではあります。今回の年次レポートでは課題を網羅的に取り上げているというよりは、ポイントを絞って書かせていただいております。今いただいたお話につきましては、今後のレポートの中で対応させていただこうかと思っております。

(大沢委員長)

進めていける事は進めていっていただくということで。県の行政活動の中では、しっかりと視野に入れながら進めていくという姿勢を示していただいたので、そういったことで御了承いただきたいと思いますが、その程度でいかがでしょうか。ちょっと首をかしげておられますね。いいですか。遠慮はいりませんよ。こういう審議会では言うていくことが大事だと思っております。よろしいですね。

(倉知委員)

知的障害者育成会の倉知と申します。よろしく申し上げます。1. 子ども・子育て支援、4. 障害者支援、新たな課題への対応で児童虐待とかありますが、今年の1月25日に名古屋市北区でお父さんが子どもを殺めたという事件が話題になりました。これは確か家族の孤立ではなかったかと。相談支援センターで対応はしていたようですが、家族が孤立してしまったということじゃなかったかと。そんな話も聞いており、家族支援というものが必要ではないだろうか。地域ではピアサポーター養成講座とか、始めた地域があったりするので、ピアサポーターを増やすということをどこかに盛り込めたら、そういった家族の孤立、特に障害を持つお子さんを持った家族の孤立というのがなくなるかなと思いますので、是非そういったことを検討していただけたらなと思います。

(大沢委員長)

検討課題の一つとして提示されたんだと思います。その点も含めて検討を重

ねていくように。地域の共生社会、助け合いというか、お互い様の社会を創るといふ、そういう動きがいろんな意味でいい効果を産むと思っておりますので、検討課題の一つとして捉えていただきたい。その他ありますでしょうか。

(日比委員)

県会議員の日比です。3点ありまして、まず一点目ですが、子ども・子育て支援について、ひとり親家庭の親に対する入学準備金・就職準備金貸付事業への助成というところなんです。小学校に入学するにあたりランドセルを買わなくては行けない。それに対してこの支援金というのは4月1日以降でないとは基本的にはでない。なのでランドセルという高価な物を買う時にこの補助金が使えないということが問題になっていて、市町村がようやく、厚生労働省の見識が変わる中で、市町村によって入学前でもこの補助金が使えるようになってきていますが、その辺、県としてどのように市町村に周知というか、お願い、指導というのかされているのか伺いたい。

2点目が地域包括ケアの中で、モデル事業を愛知県として3年間やっていたと思いますし予算も充てていたと思いますが、一方で29ページにリーフレットとしてまとめ広く周知しましたとさらっとした記載になっておりますけれど、もう少し踏み込んだ記載ができないか。これが2点目。

3点目ですが、児童虐待の関係で、児相とかが行っても子供に実際に会えないことが、事件が非常に大きくなってしまふ一因だと思うのですが、一例ですけれど、兵庫の明石市では子どもと会えないと児童手当を支給しない。支給しないというのは法的にできないかもしれないが、かなり支給に制約をかけるようなことをして、なんとか子どもに役所の職員が会えるような仕組みを作っているということですが、この辺について県としてどういった見解をされるのか伺います。

(大沢委員長)

どうもありがとうございます。それでは、3点について簡単に回答をお願いします。それと山本さん、母子寡婦福祉連合会の事業だと思いますが、補助金について何か補足をお願いします。その上で県の回答をお願いします。

(山本委員)

愛知県母子寡婦福祉連合会の山本です。ここに書いてあるひとり親の親に対する入学準備金については、職業訓練、看護師さんとか准看護師さんとか、資格をとるための給付金をいただいた方に対して入学準備金と就職準備金を貸し付けるというもので、子どもさんの修学を対象としたものではないです。日本の母

子家庭の方は、世界一よく働く。8割以上の方が働いているのですが、収入が低い。パートとか非常勤が5割以上を占めていて、ひとり親の二人に一人は貧困と言われており問題となっています。看護師さんとか准看護師さんの資格を取って新たに就職されるのに、この貸付金というのは資格を取った後、5年間、週20時間以上で勤務すると免除されるものなので、よい制度だと思います。

(大沢委員長)

それでは、事務局の方はどうでしょうか。

(医療福祉計画課 鈴木課長)

医療福祉計画課です。概要版のひとり親家庭の親に対する入学準備金・就職準備金の貸付に関しましては、誤解のないよう記載を見直したいと思います。それから地域包括ケアの記載については、もう少し記載してはという話でしたので、追記したいと思います。

(大沢委員長)

モデル事業で新しい9か所については、今やっているのでしょうか。

(地域包括ケア・認知症対策室 保木井室長)

地域包括ケア・認知症対策室の保木井です。今年度のモデル事業としては、オレンジタウン構想の取組を市町村に呼びかけていく前段階として、10市で認知症カフェを活用した有機的連携などの取組を進めております。先ほどの包括ケアのモデル事業については、26年度から28年度まで6市でやって、その次に春日井で団地モデルを去年までやったということでございます。団地モデルについては、今取組の取りまとめをしております、今後御報告していきたいと思っております。以上でございます。

(大沢委員長)

いろいろな課題がありますけれど、大変だとは思いますが、県民の皆さんのためをお願いしたいと思います。

(子育て支援課 野口課長)

3点目の手当についてでございます。子どもさんと面談して児童手当を支給するというものでございますが、基本的には市町村が窓口になって支給しております、住民票でありますとか、書類審査で支給を決定しておりますが、中には支給そのものが不適切ではないかということが疑われるものにつきましては、

市町村の担当が児童の存在を確認をするという事は行っております。今お話のありましたことも参考にしていきたいと思っております。

(大沢委員長)

それでは、いいですか。

(小久保委員)

すみません。短時間です、お願いします。今児童養護施設に関しましては、新たな社会的養護ということで、児童ホームとか小規模、里親だというところが、主に里親となっております。基本的には小規模か里親ということで、とても子どもが小さい単位でケアを受けられるという良いことですが、一方で、施設でもそうですが、暴力の問題等がいろいろと課題となっております。子ども同士のね。育ちの中でいろいろなことを覚えていくというのもありまして、それは里親家庭でも然りだと思います。そういう意味では、ここに国の方の計画に基づいていろいろとやっていくとあり、専門性の向上であるとか研修と書いてありますが、子どもの人権というか、子どもが安全に暮らせるような職員の方への研修、それから施設の方が不安とか混乱、これは乳児院とかでもそうですが、抱えておりますので、県の方としては施設の量的な確保という書き方をしていますが、質的な事も含めて、みんなが不安にならないような方向性を是非お願いしたいという意見です。

(大沢委員長)

ありがとうございます。今日は長時間にわたり貴重な御意見がたくさん出ております。県民の皆さんに身近な問題だということで、取り組んでいただきたいと思っております。議題3 あいち健康福祉ビジョン2020の年次レポート素案につきまして、御了承いただけたということでよろしゅうございますか。

続いて、報告事項がございます。報告事項の地域医療介護総合確保基金事業介護分についての報告でございます。それではお願いいたします。

(高齢福祉課 小木曾課長)

高齢福祉課長の小木曾と申します。よろしくお願いたします。

それでは私から、地域医療介護総合確保基金事業の介護分につきまして御報告をさせていただきます。恐れ入りますが着座にて御報告させていただきますのでよろしくお願いたします。

お手元の資料3をご覧ください。初めにこの事業の概要につきまして簡単に触れさせていただきます。いわゆる団塊の世代の方々が全て75歳以

上になられます平成 37 年(2025 年)を見据えまして、効率的かつ質の高い医療提供体制と地域包括ケアシステムの構築を進めるため、消費税の増収分を財源といたしまして、都道府県に地域医療介護総合確保基金を設置し、平成 26 年度から医療関係の事業、翌平成 27 年度から介護関係の事業を実施しているところでございます。

基金の対象事業といたしまして、お手元の資料(1)の①から⑤に示しております。この内、③介護施設等の整備に関する事業と⑤介護従事者の確保に関する事業が介護分となっております。本年度の国の予算における基金規模といたしましては、(2)のとおり前年度と同額となっております。

介護分の事業内容といたしましては、資料 3-2 を御覧ください。①にありますような、原則といたしまして、その市町村にお住いの方がサービスを利用できる、地域密着型サービス施設等の整備や、広域型の施設も含めました、介護施設の開設準備経費等に対して助成を行います、設備経費関係の事業と、②にございます介護従事者の確保に関する事業が大きな柱となっております。

これらの平成 29 年度の実績につきましては、資料を 1 枚おめくり頂いた別紙といたしまして、事業毎に取りまとめさせていただいております。

1 の介護施設等の整備に関する事業につきましては、平成 29 年度事業の決算額は約 31 億 5 千万円となっており、内訳としましては、地域密着型特別養護老人ホーム 9 か所、認知症高齢者グループホーム 13 か所、小規模多機能型居宅介護事業所 3 か所、その他 7 か所の計 32 か所の施設の整備に対して助成いたしました。

続きまして 2 介護従事者の確保に関する事業につきましては、介護職への多様な人材の参入促進、介護職の専門性や社会的評価を高める資質の向上、及び身体的負担の軽減や業務の効率化による労働環境・処遇の改善、以上の 3 つを重点施策といたしまして、事業を実施いたしました。平成 29 年度決算額は、恐れ入りますが資料を 3 枚めくっていただきまして、表の一番下、全体といたしましては約 3 億 1 千 400 万円となっております。このうち時間の都合もございましたので、いくつかをピックアップしてご説明させていただきたいと思っております。

重点施策の一つ目の介護職への参入促進では、資料を 3 枚戻っていただきまして、通番 7 番の福祉・介護の就職総合フェア開催費とありますが、こちらは求人をしている事業者側と、就職したいという方をマッチングさせるためのフェアでございますが、昨年度は名古屋市で 2 回、豊橋市で 1 回、計 3 回開催いたしまして 420 名の求職者の方に御来場いただきました。

次に、介護職の資質の向上に関しましては、3 番の介護人材資質向上事業費補助金において、介護従事者の資質向上を目的とした研修を 859 回開催した経費に対して助成いたしました。

次に、介護職の労働環境・処遇の改善に関しましては、資料を3枚めくっていただきまして、37番の介護施設内保育所運営費補助金において、介護施設内に設置されております保育所25施設に対して助成を行いました。

以上簡単ではございますが、御紹介させていただいた各種事業につきまして、今年度も地域包括ケアシステムの構築を推進するために、引き続き事業を実施してまいりますので皆様方の御理解と御協力、また、御支援を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、私からの説明は以上でございます。

(大沢委員長)

ありがとうございました。地域医療介護総合確保基金の介護分に関する報告ですが、約315億円という額は、見方によればこれで済むのかという意見もあるかと思いますが、財政枠もあり、それはそれとして、今後もこういう形で少しずつでも前進させていただければと思います。そういうことで、この報告については御了承いただけたということではよろしゅうございますか。

それでは最後に、報告事項2 専門分科会・審査部会の審議状況について、これは簡潔にお願いいたします。

(医療福祉計画課 三島主幹)

医療福祉計画課主幹の三島と申します、よろしくお願いいたします。専門分科会・審査部会の審議状況につきまして、資料4により御説明させていただきます。恐れ入りますが、着座にてご説明させていただきます。

こちらにつきましては、社会福祉審議会が開催される都度、資料左上の組織図にあります、各専門分科会、審査部会の審議状況について、御報告させていただいているところでございます。

まず、組織図の下、1 身体障害者福祉専門分科会及び審査部会について、こちらは②の設置目的の3行目にありますとおりの医師の指定、こちらは手帳の診断書を発行していただく医師の指定や身体障害者の障害程度の審査等を行っております。開催状況は下の表にまとめさせていただいております、昨年度の全体の開催回数は審査部会について、一番下網掛けの行にありますとおりの計6回、資料右上になりまして、本年度も5月に1回開催しております。

続きまして、2 民生委員審査専門分科会につきましては、②の設置目的にあります民生委員の委解職の適否について調査審議しており、昨年度は7月に1回開催しております。

次にその下、3 児童福祉専門分科会及び4つの審査部会につきましては、②設置目的2行目にありますとおりの、子ども・子育て支援に関する施策の計画的な推進に関し調査審議しております。1枚おめくりいただきまして、昨年度、児童

福祉専門分科会につきましては、「子ども・子育て支援事業支援計画」等の中間見直しについて、2回開催しております。

その下にまいりまして、里親審査部会に関しては、里親の認定審査について昨年度2回開催し、本年度は9月に1回開催を予定しております。

資料の右側にまいりまして、児童措置審査部会につきましては、要保護児童の処遇について審議を昨年度は計11回、今年度は計3回開催しております。それぞれ表の右側の列、※印のあります検証委員会でございますが、平成29年度開催状況の下の欄外に※印で補足がありますとおり、県内におきまして、児童虐待による死亡事例が発生した場合に設置される検証組織でございますが、昨年度は28年9月に豊明市、28年12月に一宮市で発生した事案についての2件を検証いたしております。また、本年度3回の検証委員会では、本年1月に起きた、西三河児童・障害者相談センター一時保護所の入所児童の自殺案件を検証しております。

恐れ入りますが1枚おめくりいただきまして3ページになります、幼保連携型認定こども園審査部会につきましては、幼保連携型認定こども園の設置認可等につきまして、昨年度は1回開催しております、その下、保育所審査部会につきましても、保育所の設置認可等につきまして、1回開催いたしております。

また1枚おめくりいただきまして、4ページをご覧くださいと思います。先ほど児童福祉専門分科会の中で説明させていただきました、「子ども・子育て支援事業支援計画」等の中間見直しにつきまして、主なポイントを参考までに添付しております。細かい説明につきましてはお時間の都合上省略させていただきますが、左上にありますとおり1中間見直しを行った計画の(1)子ども・子育て支援事業支援計画ということで、教育・保育の量の見込みや確保対策、人材確保等について、(2)の子どもの貧困対策推進計画につきましては、教育の支援、保護者への就労支援、生活の支援等をそれぞれ計画内容としておりまして、左下3の中間見直しの主なポイントにありますとおり、(1)子ども・子育て支援事業支援計画については、保育ニーズの見込みを上積み、保育の受皿整備の上積み、確保すべき保育士数の上積み、放課後児童クラブ登録児童数の上積みを行ったところでありまして、また、右下の(2)子どもの貧困対策推進計画では2点、子どもの貧困ひとり親家庭への支援、就労支援に、今後の取組として、新たな取組を追記しております。簡単ではございますが、報告は以上とさせていただきます。

(大沢委員長)

はい、ありがとうございます。

専門分科会・審査部会の審議状況について、報告していただきました。特段何

か御意見等ございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

今日は前半部分で重要な意見を沢山いただきまして、私共審議会の委員にしても、そしてまた健康福祉部長さんをはじめ事務局の方々にも、色んな苦勞がございましたけれども、さらなるいい仕事ができると思っております。

今回は専門分科会の報告をもって本日の全ての議題を終えたいと思います。

(医療福祉計画課 小澤課長補佐)

事務局から御連絡させていただきます。本日の会議の議事録でございますが、後日、発言された方に内容を御確認いただきまして、その後、署名者お二人に御署名いただくこととしておりますので、その際は御協力いただきますよう、お願いいたします。以上でございます。

(大沢委員長)

それでは署名人の方よろしくお願いたします。

大変暑い中を遠方からもお見えになっていただいた方もございまして、これからお帰りになるのにも大変暑いので、お体に気を付けながら帰っていただければと思います。今日の審議会は私自身大変勉強になりました。ありがとうございます。それでは、本日の県社会福祉審議会はこれにて終了いたします。どうもありがとうございました。